

| | | |
|--------|--------|------------------|
| 発行部門 | 環境ニュース | 2005年10月11日(火)発行 |
| ISO事務局 | | 第四号(1ページ) |

*** 電器各社の『RoTH(ローズ)指令』対応状況***

欧州で売上高の13%を稼ぐ松下電器産業(株)は『RoTH指令』で規制される水銀やカドニウムなどの6物質の使用を今年10月末までに原則廃止する。松下電工(株)も松下電器産業(株)と歩調を合わせている。但し、OEM生産分は『RoTH』指令の施行までに規制物質の使用を取りやめる。販売は2006年1月以後の対応を目標としている。
 シャープは昨年度までに欧米や日本など主要市場向けのほぼ全製品について規制物質の使用を取りやめた。今年度中に東南アジア向けロシア向けなど全製品の対応を完了する。
 三洋電機も年末までに規制物質を廃止する。

*** 『RoTH指令』とは**

EUが2006年7月1日から導入する化学物質の使用規制。対象は水銀、鉛、六価クロム、カドニウムと2種類の臭素系難燃剤の計6種類。これらの物質を含んだ電気・電子機器は原則として2006年7月からEU域内で販売できなくなる。廃棄された機器からこれらの物質が環境中漏れ出し、『人間の健康に影響を与える恐れがある』と判断されたためだ。EUは将来的に、化学物質の安全性確認を企業に義務付けるなどさらに厳しい規制案を導入する予定。

RoTH対象品目の閾値

カドニウム100ppm以下、 水銀1000ppm以下、 六価クロム1000ppm以下、
 鉛1000ppm以下、 PBDE(ポリ臭化ジフェニールエーテル)1000ppm以下
 PBDE(ポリ臭化ジフェニールエーテル)1000ppm以下

*** その他のEUの環境規制**

『WEEE指令(電気・電子機器廃棄物指令)』

日本版家電リサイクル法。『RoTH指令』で禁止された6物質を含む電気・電子機器廃棄物のリサイクルに関する指令。メーカーは自社製品を適切に処理し、新製品では設計・製造を含め廃棄に配慮することが求められる。
 EUでは廃電気・電子機器(WEEE)が一人当たり年間20kg発生し、環境汚染が進んでいる。不適切処分されたWEEEの90%が不法投棄され、土壌汚染・水質汚濁・大気汚染をもたらしている。EUは将来、回収システムを確立し、WEEEの再利用、リサイクルを合わせた合計再利用率が2006年12月31日までに70~80%(廃棄物発生が年間4kg)になることを目標にしている。WEEE指令は2003年2月13日に発行され、18ヶ月以内に法制化を完了するとされたが、ギリシャ、キプロス、オランダ以外は現在も検討中という状態である。2005年8月13日以降に発売された新製品について、規定をクリアしたものはWEEEとRoTHの対象品として限定マークが与えられる。
 WEEE指令はその規制内容が国により異なる。また、法律が遅々として進んでいない為、実施時期が不透明の状況にある。

『ELV指令(廃自動車指令)』

対象車両:2003年7月1日以降の新規販売車両(乗用車、積載3.5トン未満の商用車。2輪車は除く)
 対象物質:鉛、水銀、カドニウム、六価クロムは原則使用禁止。
 六価クロムの使用が2007年7月1日より禁止される。
 *詳しくは『欧州ELV指令における環境負荷物質の現状について』を参照してください。

将来、導入が検討されている指令

『リーチ指令』

EU域内で年間1トン以上製造・販売される化学物質をすべてデータシステムに登録するシステムの導入。

| | | |
|--------|--------|------------------|
| 発行部門 | 環境ニュース | 2005年10月11日(火)発行 |
| ISO事務局 | | 第四号(2ページ) |

*** EU以外の環境規制動向**

『アメリカ』

州法と連邦法がある。州法では、鉛の廃棄に関してリサイクルを厳しく規制する傾向がある。

『中国』

有害物質には『RoTH指令』と同じ6物質が指定されている。2005年1月1日より、規制が開始され、2006年7月1日から6物質の有害物質の使用が禁止される。ただし、輸出機器は対象外となっており、逆に中国に輸入される製品にはこの法律が適用される。

*** 日欧の電気・電子分野の標準化活動における協力強化に関する覚書締結**

日本工業標準調査委員会は、平成17年10月7日に、ドイツ(フランクフルト)において電気・電子分野における欧州の地域標準化機関である欧州電気標準化委員会との間に、双方の標準化活動に関する情報交換の促進、技術委員会への相互参加等を通じた包括的な協力関係の強化を目的とする覚書(MoU)に調印しました。
この調印により欧州指令の技術基準として使われるCENELE規格の情報入手が可能になりわが国の電気・電子製品の輸出等への対応が容易になることが期待されます。

* 詳しくは『日欧の電気・電子分野の標準化活動における協力強化に関する覚書締結』を参照してください。

編集後記

今回は『RoTH指令』6物質の有害性等について、順番に説明します。まず最初は、水銀です。

以上